



## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成16年5月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 落札に係る役務  
長野県庁舎等清掃作業委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名称 長野県総務部管財課
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日  
平成16年3月24日
- 4 落札者の名称及び住所
  - (1) 名称 株式会社キョウワ・コーポレーション
  - (2) 住所 栃木県宇都宮市元今泉四丁目8番22号
- 5 落札金額  
29,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成16年2月12日

管財課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年5月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成16年5月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 本城
- 3 代表者の氏名  
前山武雄
- 4 主たる事務所の所在地  
東筑摩郡本城村大字西条4084番地4
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域社会に暮らす高齢者、児童、障害者等の生活の自立を支える事業を行い不特定多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年5月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成16年5月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ネットプラザ長野
- 3 代表者の氏名  
清水喜平
- 4 主たる事務所の所在地  
長野県長野市三輪8-46-13
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野市及び周辺地域の住民を対象として、コンピュータやインターネットを活用した情報化の推進に関する事業を行い、主として高齢者や障害者に対してITを活用した生きがい作りの支援、地域経済の活性化及び地域コミュニケーションの向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年5月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成16年5月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 フォレスト工房もくり
- 3 代表者の氏名  
山口登
- 4 主たる事務所の所在地  
小県郡真田町大字傍陽9022番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、森林を中心とした自然環境における多様な要請に応える事業を行い、森林・自然及び環境保全への理解、普及に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年5月31日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年5月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 鈴蘭

3 代表者の氏名

平嶋俊司

4 主たる事務所の所在地

佐久市大字三河田111番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害児者が安心して生活、社会参加ができるよう高齢者・障害児者の自立生活に関する事業や、高齢者・障害児者・地域住民が、暮らしやすくするための地域づくり事業を行い、生きがい喜びを感じ、ささえ合いのできる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

平成16年5月25日、更級郡上山田町新山土地改良区の定款変更を認可しました。

平成16年5月31日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

平成9年6月2日付け長野県公告（森林病虫害等防除法に基づく長野県防除実施基準）の一部を次のように改正します。

平成16年5月31日

長野県知事 田中康夫

2の(2)中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に改め、4の(2)中「第12条の6の規定等」を「第12条第1項の基準等」に改める。

別表を次のように改める。

(別表)

所在地		面積 (ha)	区 域
郡市名	町村名		
上田市		115	15-ろ 67-い〜は 70-い 71-い〜は 72-い〜ほ 73- は 97-ろ 98-ろ〜に
小県郡	武石村	20	47-い〜ほ
	青木村	85	1-い〜に 44-い〜は 45- い〜に 46-ろ・に 47-ろ〜 ほ 48-ろ・は 49-ぬ・を 52-ろ〜ほ・と・か〜た

上伊那郡	飯島町	34	36-ほ・へ 41-ろ 45-ろ〜 に 46-い〜に
飯田市		10	23-い・ろ 33-い 265-い・ ろ 339-い〜へ
下伊那郡	天龍村	8	74-い・ろ 75-ろ〜ほ 76- い〜に 85-に 86-い〜は 87-い〜は 101-い〜ほ
	豊丘村	100	6-ろ・は 7-い・ろ 8-は・ に 9-い〜は 14-い〜は 26-ろ・は 27-い〜は 31- は・に 32-い・は 46-い・ ろ 47-い・ろ 49-い 60- ろ 61-い〜に 68-ほ〜り 82-い〜に
北安曇郡	八坂村	7	49-い・ろ 53-ほ・へ 54- い〜は 55-い〜は 56-い〜 は
東筑摩郡	麻績村	4	35-へ・ち
須坂市		5	108-い 109-い〜は・と・ ち 110-い・ろ
千曲市	(更 埴)	45	1-い〜ほ・ち・り 3-に〜 り 4-ろ〜に 5-い・ろ・に 〜と 6-い・ろ・に・へ・と・ り 7-い〜は
	(上山田)	45	1-い〜は・ほ 2-い・ろ・へ・ と 3-い・ろ 15-へ 16- ろ〜に
	(戸 倉)	35	7-い〜り 8-い〜ほ 9-い 〜と 10-ろ・は・へ・と 11- い〜と 12-い・ろ
更級郡	大岡村	39	26-ろ・は 坂北15-い〜は 坂北17-ろ 坂北23-ろ〜に 坂北24-は 生坂22-に 生坂 23-い・ろ 生坂59-ろ・は 生坂62-ほ〜と
埴科郡	坂城町	25	1-い・は・に 56-に 57- い〜へ
上水内郡	信州新町	3	4-い 27-い 28-ろ・は 29-は
計		580	

森林保全課

公告

平成9年6月2日付け長野県公告（森林病虫害等防除法に基づく高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定）の一部を次のように改正します。

平成16年5月31日

長野県知事 田中康夫

1の表の北御牧村の項及び上田市の項を次のように改める。

上田市	118-ほ 119-に 120-い ~に・ち・り 121-い~は・ ほ~と 122-い~に 123- る 124-い・は~り 126- い・ろ・に 140-ほ 141- い	63	①、②、 ③、④ ⑤ (特用林 産物)
	1-に 2-い 8-い 9- は 10-は 15-ろ 32- に 70-い 96-い~に 97- ろ・は 98-い~に 147- ろ 151-い~は 152-い 154-い・ろ 155-い~は 156-い~へ 157-い・ろ 158-い 159-い 160-い・ ろ 161-い 162-い	385	①、②、 ③、④ ⑤ (特用林 産物)
	小 計	448	
東御市 (北御牧)	5-は~へ	7	②

1の表の松川町の項中

4-ろ 6-い 7-に 11-ろ 13-ろ 14- に 17-い・ろ 20-ろ 21-い 22-ろ~に 23-ろ・は 24-ろ 27-い 32-ほ 41-ろ 46-ろ 47-ろ~へ 48-に	32
----------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

を

4-ろ 6-い 7-に 11-ろ 17-い・ろ 21-い 22-ろ~に 23-ろ・は 24-ろ 27- い 32-ほ 41-ろ 46-ろ 47-ろ~へ 48- に	30
--------------------------------------------------------------------------------------------	----

に改め、同表の阿南町の項を削り、同表の天龍村の項中

60-に 61-い 63-ろ 72-ろ 73-い 76- い・に・ほ 83-い・ほ・へ 84-ろ 85-い・ は・に 87-ろ・は・ほ・へ 88-ろ 89-ろ~ へ 90-は・へ 91-い 99-へ 100-は・ に 101-ほ 102-ろ・は 106-ろ・は 108- い	73
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

を

76-い・に・ほ 83-い・ほ・へ 84-ろ 85- い・は・に 87-ろ・は・ほ・へ 88-ろ 89- ろ~へ 101-ほ	59
----------------------------------------------------------------------	----

に改め、同表の泰阜村の項及び南信濃村の項を削り、同表の八坂村

の項中 「43」 を 「22」 に改め、同表の更埴市の項及び上山

田町の項を次のように改める。

千曲市 (更埴)	2-い・ろ 3-ほ 4- は 16-に 38-に 42-い・ へ 43-い~は・ほ	16	①、②、④
	45-は 46-い 72-は・に	12	①、②、④
	小 計	28	

千曲市 (上山田)	2-へ~と 8-は・に 9- い~は 10-い~と 11-い ~ほ 15-ろ~は 16-い・ に・へ	42	①、②、③ ⑤ (特用林 産物)
千曲市 (戸倉)	1-は・に・へ 2-い・ ろ 3-る 4-い 5-ろ・ に 7-い・に・ち 9-へ・ と 12-い・ろ 13-ろ・ は 14-い~は 15-ろ・は・ ほ 18-と	40	①、②

1の表の戸倉町の項を削り、同表の県計の項中 「1,875」 を

「1,737」 に改める。

2の表の下条村の項中

15-い~は 33-ろ・は 34-ろ~と 35-い・ は 36-い 37-へ・と 38-い・ろ・に 40- ほ	38
---------------------------------------------------------------	----

を

33-ろ 34-ろ~と 35-い・は 36-い 37- へ 38-い・ろ・に 39-は・に	23
--------------------------------------------------	----

に改め、同表の更埴市の項から戸倉町の項までを次のように改め

千曲市 (更埴)	1-へ 2-は~ほ 3-い~は 39-い ~へ 40-い・ろ 41-ろ・は 42-い~ へ 43-い~ほ	64
	44-い~に 70-い~へ 71-い~ほ 72- い~に	28
	小 計	92
千曲市 (戸倉)	1-に・へ	3
坂城町	53-い・は~に	15

2の表の県計の項中 「651」 を 「636」 に改める。

森林保全課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年 5月31日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

須坂都市計画火葬場 松川苑

## 2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び須坂市役所

都市計画課

## 公告

上田農水土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年5月31日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

## 理事

## 新任

氏名 住所

春原左利 上田市大字上塩尻904番地2

## 重任

氏名 住所

母袋創一 上田市大字下塩尻734番地1

小林幸雄 上田市大字諏訪形719番地

中村力 上田市大字上田原300番地

中村好幸 上田市大字小牧623番地

中山茂夫 上田市大字築地186番地

高遠和秋 上田市大字上塩尻559番地

工藤幸男 上田市大字秋和730番地

竹下道徳 上田市大字山田288番地2

早川進太郎 上田市大字古安曾2147番地

## 退任

氏名 住所

馬場郁夫 上田市大字上塩尻251番地

## 監事

## 新任

氏名 住所

橋詰勝典 上田市大字秋和876番地

## 重任

氏名 住所

松沢勝巳 上田市大字神畑897番地

中村圓 上田市大字舞田252番地

## 退任

氏名 住所

立木茂 上田市大字上塩尻121番地

土地改良課

## 公告

平成16年度長野県教育職員免許法認定講習を次のように開設します。

平成16年5月31日

長野県教育委員会

## 1 講習期間等

## (1) 講習期間

ア A期 平成16年7月27日(火)から7月29日(木)まで

イ B期 平成16年7月28日(水)から7月30日(金)まで

ウ C期 平成16年8月2日(月)から8月4日(水)まで

エ D期 平成16年8月4日(水)から8月6日(金)まで

オ E期 平成16年8月9日(月)から8月11日(水)まで

カ F期 平成16年8月23日(月)から8月25日(水)まで

キ G期 平成16年10月27日(水)から10月29日(金)まで

ク H期 平成17年1月5日(水)から1月7日(金)まで

## (2) 講義時間

講義時間は、午前10時から午後4時までとします。ただし、A期の「精神保健(精神衛生)」のみ午後1時から午後6時までとします。

## (3) 留意事項

ア 初日の受付は、午前9時からとします。

イ 講義1時間に対して、2時間の学修を行うこととします。

## 2 会場

期間	名称	所在地
A 期	総合教育センター	塩尻市片丘南唐沢6342-4
B 期	諏訪養護学校	諏訪郡富士見町富士見11623-1
	佐久合同庁舎	佐久市跡部65-1
C 期	長野保健所	長野市中御所岡田98-1
	伊那養護学校	伊那市西箕輪8274

D 期	松本大学	松本市新村2095-1
E 期	松本合同庁舎	松本市島立1020
	県庁講堂	長野市南長野幅下692-2
F 期	総合教育センター	塩尻市片丘南唐沢6342-4
G 期	総合教育センター	塩尻市片丘南唐沢6342-4
H 期	長野盲学校	長野市北尾張部321-9
	松本ろう学校	松本市寿豊丘大野田820

3 講座区分、授与単位数等

教育職員免許法施行規則に定める教育科目		開設科目	単位数	免許状の種類	定員	対象者		
教科に関する科目	算数	算数・幾何学	1	小学校教諭一種	30人	小・中学校教諭		
	幾何学			中学校教諭一種(数学)				
	社会	社会科・日本史	1	小学校教諭一種	30人			
	日本史及び外国史			中学校教諭一種(社会)				
	音楽	音楽・声楽	1	小学校教諭一種	20人			
	声楽			中学校教諭一種(音楽)				
	体育	保健体育・運動学	1	小学校教諭一種	20人			
	運動学			中学校教諭一種(保体)				
	農業	農業	1	高等学校教諭一種(農業実習)	20人	高等学校実習助手(農業)		
工業	工業	1	高等学校教諭一種(工業実習)	20人	高等学校実習助手(工業)			
養護に関する科目	精神保健	精神保健(精神衛生)	1	養護教諭一種	40人	養護教諭		
	微生物学、免疫学、薬理概論	免疫学	1	養護教諭一種	20人			
特殊教育に関する科目	盲学校	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害児指導法(教育課程)	1	盲学校教諭一種、二種	40人	盲学校教諭 小中高等学校教諭	
	聾学校	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚音声障害児指導法(教育課程)	1	聾学校教諭一種、二種	40人	聾学校教諭 小中高等学校教諭	
	養護学校		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	障害児の生理及び病理	1	養護学校教諭一種、二種	120人	養護学校教諭 小中高等学校教諭
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	障害児心理	1		120人	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	障害児指導法	1		120人	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	障害児教育課程	1		120人	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の本質及び目標に関する科目	障害児教育	1		120人	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	障害児教育制度論	1	120人					

教職に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	1	小中高等学校教諭一種 養護教諭一種	70人	小・中学校教諭 養護教諭 高等学校実習助手
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育心理	1		40人	
		特別活動の指導法	教育の方法及び技術	1		40人	
	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の教育法	国語教科教育法	1	小学校教諭一種 中学校教諭一種(国語)	50人	小・中学校教諭
		道徳の指導法	道徳教育	1	小学校教諭一種 中学校教諭一種 養護教諭一種	40人	小・中学校教諭 養護教諭
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	生徒指導	1	小中高等学校教諭一種 養護教諭一種	40人	小・中学校教諭 養護教諭 高等学校実習助手

## 4 講座配置、成績審査の方法等

科目	区分	会場	講師	成績審査の方法	持参品
算数・幾何学	F期	総合教育センター 第8研修室	信州大学教育学部助教授 宮崎樹夫	筆記試験	「平成13年度小中学校教育課程調査報告書中学校数学」国立教育政策研究所(ぎょうせい)2,000円、ノートパソコン
社会科・日本史	G期	総合教育センター 第6・7研修室	信州大学教育学部教授 牛山佳幸	報告書	なし
音楽・声楽	A期	総合教育センター 音楽研修室・オンライン室	信州大学教育学部教授 池田京子	報告書 実技試験	書籍代2,800円程度
保健体育・運動学	F期	総合教育センター講堂 第3研修室・オンライン室	信州大学教育学部講師 渡辺敏明	報告書	実技演習の準備(運動着、運動靴、着替え等)
農業	F期	総合教育センター 第2研修室	信州大学農学部附属アルプス圏 フィールド科学教育研究センター 助教授 春日重光	報告書	「農業を考える時代」渡部忠世著(農山漁村文化協会)1,940円
工業	A期	総合教育センター 第2研修室	信州大学工学部教授 清水保雄	報告書	「機械材料学」早川賢爾他3名著(朝倉書店)3,500円、ノートパソコン(可能なら)
精神保健 (精神衛生)	A期	総合教育センター 第5研修室	信州大学医学部教授 天野直二 信州大学医学部助教授 巽信夫 信州大学医学部附属病院 精神科神経科講師 横山伸	報告書又は 筆記試験	テキスト代300円程度
免疫学	F期	総合教育センター 生物研修室	信州大学大学院医学研究科教授 菅根一男	筆記試験	教材代1,000円
視覚障害児指導法 (教育課程)	H期	長野盲学校	上越教育大学 学校教育学部教授 大庭重治	筆記試験	なし
聴覚音声障害児指導法 (教育課程)	H期	松本ろう学校	上越教育大学 学校教育学部教授 我妻敏博	筆記試験	「聴覚障害児の言語指導」我妻敏博著(田研出版)2,600円
障害児の生理及び 病理	B期	佐久合同庁舎講堂	信州大学教育学部教授 田巻義孝	報告書	なし

障害児心理	C 期	伊那養護学校	信州大学教育学部教授 小島 哲也	報告書	なし
障害児指導法	C 期	長野保健所 301~303号会議室	信州大学教育学部教授 田 卷 義 孝	報告書	なし
障害児教育課程	E 期	長野県庁講堂	信州大学教育学部助教授 永 松 裕 希	報告書	なし
障害児教育	E 期	松本合同庁舎講堂	信州大学教育学部助教授 上 村 恵津子	報告書	なし
障害児教育制度論	B 期	諏訪養護学校	信州大学教育学部助教授 永 松 裕 希	報告書	なし
教育原理	A 期	総合教育センター 第1研修室	信州大学教育学部教授 山 崎 保 寿	報告書	「教育課程の理論と実践」 (学陽書房) 2,600円、ノート
教育心理	D 期	松本大学	信州大学高等教育システムセン ター助教授 西 垣 順 子	報告書	なし
教育の方法及び技術	G 期	総合教育センター 第5研修室	信州大学教育学部助教授 伏 木 久 始	報告書	文具代200円程度、担当教科 又は担任する学級の年間指導 計画のコピー
国語科教科教育法	G 期	総合教育センター 第1研修室	信州大学教育学部助教授 藤 森 裕 治	筆記試験	「対話的コミュニケーション の指導」藤森祐治著(明治図 書) 2,890円、小学校学習指 導要領
道徳教育	D 期	松本大学	信州大学教育学部教授 土 井 進	報告書	小学校学習指導要領又は中学 校学習指導要領、教材代500 円
生徒指導	F 期	総合教育センター 第6・7研修室	信州大学教育学部助教授 中 西 公一郎	報告書	なし

(注) 1 「持参品」欄の参考書等は、各自で用意し、持参すること。

2 「音楽・声楽」を受講する者は、「小・中学生の音楽」教科書の歌唱教材、「みんなのうた」(NHK)、芸術歌曲等のうちから1曲を選び、歌えるようにしてこること(必須)。

3 「農業」を受講する者は、「農業をとりまく現状と課題、農業高校の取り組み」をテーマとするレポートを作成し、受講当日持参すること。

4 「教育心理」を受講する者に対しては、講師から7月中に講義内容に関する「資料」が送付されるので、受講する者は、「資料」を読み、「資料」の内容の要約及び「資料」に対する論評(教師としての自分自身の経験や問題意識に基づいた論評が望ましい。)を作成し、受講当日に発表すること(発表時間は1人当たり10分とし、発表用の資料を42部持参すること)。

また、講師から7月中に送付される出典リストから興味があるものを1冊購入しておくこと。

#### 5 受講者の範囲

原則として、3の表の対象者欄に掲げる者としませんが、定員の範囲内で、その他の者の受講も認めることがあります。

#### 6 受講手続等

(1) 受講希望者は、教育事務所で交付する教育職員免許法認定講習受講申込書(ホームページにも掲載)に必要事項を記入の上、平成16年6月18日(金)までに、教員である者にとっては学校の所在地を、教員以外の者にとっては住所地を所管する教育事務所に提出してください。

(2) 受講希望者が定員を上回った場合は、原則として申込順により受講者を決定しますが、特殊教育に関する科目の受講者については、取得単位数の多い者や自律教育(特殊教育)経験年数の長い者を優先します。また、定員を下回った場合は、開講しないことがあります。各開講科目とも、受講希望者に受講決定通知等を7月上旬に通知します。

(3) 受講する者は、受講料(1単位の講習課程ごとに600円)を長野県収入証紙(教育職員免許法認定講習受講書にはって、消印はしないでください。)により納付してください。

#### 7 その他

(1) 講義時間の5分の4以上の出席が無ければ、単位の認定は行いません。

(2) 講師の用意した印刷物等については、講師が実費を徴収することがあります。

(3) 各講座とも筆記用具を必ず持参してください。

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月31日

長野県松本養護学校長 林 明

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品及び数量

31人乗り昇降機付き中型バス 1台

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

## (3) 納入期限

平成16年9月10日

## (4) 納入場所

長野県松本養護学校

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 調達をする物品等に関して、アフターサービス及びメンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字今井1535

長野県松本養護学校

電話 0263 (59) 2234

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年6月11日(金) 午後1時30分

イ 場所 松本市大字今井1535

長野県松本養護学校会議室

## (3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

## (6) 契約書作成の要否

必要です。

## (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

自律教育課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月31日

長野県上田養護学校長 森 泉 和 雄

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品及び数量

29人乗り2WDマイクロバス 1台

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

## (3) 納入期限

平成16年8月12日

## (4) 納入場所

長野県上田養護学校

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 調達をする物品等に関して、アフターサービス及びメンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者である



こと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市大字岩下462-1  
長野県上田養護学校  
電話 0268 (35) 2580

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年6月11日(金) 午後1時30分  
イ 場所 上田市大字岩下462-1  
長野県上田養護学校会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要です。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

自律教育課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成16年5月31日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)  
2通に必要な事項を記入し、写真(提

出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により(申込書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行くこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	7月7日(水)	午後1時から 午後4時まで	白田会場	東 信
	7月14日(水)		阿南会場	南 信
	7月21日(水)		大町会場	中 信

生活保安課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成16年5月31日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後正誤式による考査を行う。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)  
2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により(申込書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。  
 (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

## 別表

受講対象者	講習会 開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）	7月29日 (木)	午前10時から 午後4時まで	飯田会場	県下一円

生活保安課